

株仲間の一考察

——京都における老舗の経営から見た——

足立政男

一 株仲間への加入方式

(一) 株仲間への加入方式

(イ) 家督相続による加入方式

(ロ) 別家の独立による加入方式

(ハ) 株の買得による加入方式

(ニ) 譲り請による加入方式

(二) 株仲間への加入制限

二 仲間間の集會方式

(一) 仲間間の役員と選出規定

(二) 仲間間の集會規定

(三) 罰金制度

(四) 会費制度

三 仲間内での相互扶助と加入勧誘及び除名規定

(一) 仲間内での相互扶助規定

株仲間の一考察(足立)

(二) 仲ケ間内の和合規定

(三) 仲ケ間加入の勧誘規定

(四) 仲ケ間の除名規定

四 御公儀に対する冥加意識と義務規定

(一) 御公儀諸法度の遵守規定

(二) 冥加意識と冥加金の上納規定

(三) 御公儀に対する仲ケ間の義務規定

五 仲ケ間の諸活動について

(一) 家業専一、良心的商品の取扱規定

(二) 正直正路の取引規定

(三) 御得意方応待の心得規定

六 召抱え奉公人の取扱い規定

七 仲ケ間の売買規定

(一) 仕入方式についての規定

(イ) 仕入方式の協定

(ロ) 仕入価格の協定

(二) 売却方式についての規定

(イ) 売却方式の協定

(ロ) 売却価格の協定

(三) 賃金規定(職商人の仲ケ間の場合)

八 仲ケ間規約遵守上の心得規定

九 訴訟規定

「京都の人は土地を尊ぶ……」これは九桂草堂隨筆の一章である。

最近京都型ビジネスの再発見が叫ばれ、経営の原点を見直そうといった言葉が聞かれるが、京都型ビジネスの特質の一つとして、京都という土壌と、そこで培われたコミュニティをあげることが出来る。

ことに、京都盆地で千年の王城の中に育った京都人は、このコミュニティを大切にし、それと直結して生きつづけて来たといっても過言ではない。王城千年の土地、その土地の上に形成された人間関係、特に同業者仲間間の団結と和合の精神は、企業経営の上で京都人が今日なお持ちつづけているところの特性の一つである。

しかしてこの企業経営の上でのコミュニティは、百年以上永続し、発展して来た多くの老舗と呼ばれる商職人の家々の残存文書、「仲間間の定書」の中に数多く見受けられる。

その内容は一言にしていえば、同業者の共存共栄のための「掟」であり、同業者の渡世上の憲法ともいうべきものである。利己主義的生き方を否定し、正直正路を渡世上の理念とし、仲間間と共に生きることが理想としたものであった。かかる企業経営のあり方はいわゆる京都型と呼ばれるもので、このビジネス京都型の再発見こそ、今日、企業経営者が混乱している世相の中で、「企業経営は如何にあるべきか」と、その依拠すべき経営の原点を探がしあぐねている時に、一大光明を与えるものである。ビジネス京都型こそ、経営の原点とも称し得るものであり、これこそ経営の原点、日本型経営独自のものとして世界に訴え得るものではあるまいかと考える次第である。かかる意味において、仲間間の「定」を細かく分析し、究明し、整理することは経営史研究にとって欠くことの出来ない事柄である。

一 株仲間間の加入方式

幕藩体制において、支配者たる幕府ならびに領主達は、その生計の財源を農工商に求めたことは言うまでもない。しかし被支配者側も亦その財源を支出することによって、彼等の職業上の保護と援助を求め、その保護と援助が充足されることに對しては、報恩感謝の意識と、領主に忠誠を誓うといった封建的意識の下で冥加金を上納して、株仲間を結成していた。勿論彼等は株仲間を結成組織することによって、仲間同志が、その職能や職域の權益を互いに擁護し合うと同時に、他面保護と育成を目標にして、仲間を「仲間の規約」によって対外的にも、対内的に諸種の統制を行って、我儘勝手な營業上の振舞を禁止していたのも当然であった。

(一) 株仲間間の加入方式

株仲間が仲間構成員の權益を擁護し、その職能ならびにその職域における保護と育成の目的をもって組織された限りにおいて、株仲間に参加する事はそう簡単には出来なかつたのである。その加入方式は株仲間の種類によってそれぞれの特徴をもっているが、およそ次の如く規定され、制限が加えられていたのである。

(イ) 家督相続による加入方式

家督を相続し、株仲間株の相続者として加入する場合の規定である。

次の例は嘉永六年、江州布問屋仲間再興が公許された時の「定」⁽¹⁾であるが、

「一、仲間間之内家督相続いたし、名前前に相成候へハ仲間中江披露仕名前帳面附替御届ケ可申上候 其節仲

ケ間為振舞料

白銀 壹枚

右顔見世出席之節差出し可申候

但し仲間中より扇子料として金百疋前日差贈可申尤使之者へため銀三匁紙二折遣可申事」

すなわち、家督相続人が、仲ケ間に加算する場合の様式である。仲ケ間帳面に名前を記載し、役所に届出ること。仲間に加算の披露料として白銀壹枚を差出すこと。仲ケ間へ披露する前日に、仲ケ間から加入者に扇子料として金百疋を贈って祝うこと。その使者には銀三匁と半紙二折をおうつりとして与えることが規定されている。尚、役所へ届け出る場合は、

「一、布間屋相続名前人ニ相成候節并ニ名前等改名之節、早速仲ケ間一統^五及披露ニ御役所様へ名前帳面点合ニ罷出可申事」

とあり、その届ケ出様式は次の如くである。

「顔見世料 樽料

金百疋

年行事

酒三升

会所

金五拾疋

但し

右之外所変(転居)等ニ而

御役所様名前点合ニ罷出候とも仲間並ニ役中へ不及挨拶ニ候事」

とあり、役所へは顔見世料ならびに酒樽料として金百疋、付添いの仲ケ間の年行事役には酒三升、仲ケ間の寄

合会所へは金五拾疋の挨拶料を出す規定になっている。

更に、役所へ届け出るにあたって、付添いの町内総代及び、筆工人及び町内会所への挨拶料及び食費代としても、次の如く差し出すことが規定されている。

「御役所様江出勤之町代、金老朱

同 筆工 同 断

会所 銀三匁

右等之品替りニ付御役所様江罷出候節町代筆工之挨拶并ニ中飯入用等都而其当家より取計出銀可致事」

と、加入の様式がきびしく明確に規定されている。

これが明治になって、株仲間の規約が緩和されると、次の如く、自由になっている。

「西陣織物仲買商申合条約書」⁽²⁾では

「一、当組合内へ組合致シ度仁ハ組内ニテ保証人老名ヲ依頼シ連印ヲ以テ組頭へ申出ヘシ」(第六条)

「一、組頭ニ於テハ前六条組合頼出候へハ迅速ニ組内へ廻達シ一同協議ノ上願書へ奥印シ会所へ差出スヘシ」
とあり、株仲間公許廃止後は実に簡単に加入出来るようになっていた。

明治初年の、薬種商人の仲ヶ間規約「商法大意」⁽³⁾も同様であって、加入金等は不要になっている。

「一、従先規相定有之候儀者勿論今度被 仰出之趣堅相守、手狭窮屈之義無之様精々申合可仕候、尤新規仲ヶ間入之者より会积金等不為差出手広ニ商業相励ミ可申事」

と、あつて明治維新後の統制緩和の傾向と自由経済への動向が窺える。

(四) 別家の独立による加入方式

主家から「のれん」を分けて貰って、独立し、仲ヶ間に加入する場合はおよそ次の如くである。

「一、仲間より致別家候輩従本家肝煎に書付差出候而加入之上売買取引可致事」⁽⁴⁾

「仲間内より被致別家候輩本家より惣代組行事江申出候上明株ヲ以同商売致させ可申事」⁽⁵⁾

何れも、主家より、仲ヶ間の総代や世話役まで別家独立の許可と願書を差出したのであり、其の上で、明き株等を買取らせて仲ヶ間加入を認め、独立自営を確認したのであり、決して自由な加入と、自儘な独立自営を許さなかつたのである。

(ハ) 株の買得による加入方式

新らしく株仲ヶ間に加入するためには、多くの場合、空株^{あき}とか、休株を買得する事によって株仲ヶ間に加入する方法がとられた。又職商人として、別家を独立させるために空株若しくは休株の買得授与によって、それぞれの株仲ヶ間に加入させる方式がとられた。

「一、越前様へ金千両調達仕其節より仕入致居候者編考^{アキ}個ニ付金老分宛出金^ニ而濟方致候休株一株ニ付金拾貳両式歩割出金致規定ニ在之末々譲り之節右出金無之候^而者仕入相成不申候年数相立候^而者難相分候ニ付此度左ニ出金無之方相印置候間譲り之節篤と相調心得違無之様執計可致事」⁽⁶⁾

これによって、休株を買得するには金拾貳両貳分を要し、その買得によって仲ヶ間加入が許されるといった例である。

別家独立に際し、明株^{あき}を買得することによって仲ヶ間に加入した事例としては、

「一、仲ケ間内より被致別家候輩本家より惣代組行事江申出候上明株ヲ以同商売致させ可申事⁽⁷⁾」
このように休株或は空株を買得する方法でしか加入を認めなかったのは、仲ケ間の人数を増加させず、一定の限度に押さえて、相互に経営上の權益を計かる目的があつたからである。

なお、株を譲渡した場合には、その譲り請人より一株に付幾何かの金銭を仲ケ間へ上納せしめた例もある。京都西川家所蔵の「仲ケ間規定」では、譲受けの振舞料として一株に付金五兩づつ出さしている。

「一、株譲り之節譲り請人より一株ニ付振舞料金五兩出可申請事⁽⁸⁾」(蚊屋仲ケ間)

(二) 譲り請による加入方式

仲ケ間に加入する際、仲ケ間に「一札」を入れて仲間規約の遵守を誓約したのは当然の慣習であつた。又、これによって加入の諸条件を明らかにすることが出来る。

一 札⁽⁹⁾

一、私儀此度出吹株讓請申候ニ付座入之儀各御得心被下右ニ付座入為祝儀料金貳兩差出申候

一、往古より座中定之座法通堅相守可申事

一、年頭八朔其外諸懸り物之儀者座中割合通急度正路ニ差出可申候

一、私儀者鍋釜野道具并黒鉄物何枚与相唱黒鉄中買取扱候品者鑄造可仕儀御定被成下申候

一、古来より釜座常職之品堅致間敷候

一、私義耆人立我儘之儀申間敷候 尤鞆吹子ニ而茂我等名前ヲ他江貸吹を申間敷候 為後日之一札依而如件

文化十年酉十一月

釜座出吹所

金屋伊兵衛印

請人

金屋作兵衛印

釜座

年寄 藤兵衛殿

同 俵 助殿

并 御座衆中

加入祝儀金、貳両を納める事、仲ヶ間の仕来り規約を遵守する事、年頭、八朔其外の懸り物を割当通り納める事、取扱品は規定通り守る事、我儘勝手なことや、如何なるものにも名前を貸したりしないこと等の加入時ならびに加入後遵守しなければならない諸条件を規定したところの「一札」である。なお、加入時には、加入の祝儀以外に、仲ヶ間へ加入許可の礼金（株の値段に当る）として、この場合、金五拾両と銀壹貫五百目也の大金を組合に納めねばならなかったのである。要するに、容易に仲ヶ間への加入は出来なかったのである。すなわち、

「速かに御座江相調可申金銀之事」⁽¹⁰⁾

一金五拾両ニ銀壹貫五百匁也

右金銀之儀者私此度新規ニ鍋金野道具吹職相始申度ニ付御座方江御頼申候処御承知被下候儀忝奉存候右為御礼、右之金銀速ニ御座江相納申度則納方儀者来ル晦日ニ銀壹貫五百目相納来ル十二月晦日ニ金拾兩相納申度相殘金四拾兩者明戌年より来ル巳年迄老年金五兩宛都合八ヶ年割納ニ仕度右金銀納方之儀ニ付而者弟弥三郎ニ不抱私より御座江相納可申候御座江御頼申上候処御承知被成下忝奉存候若本人故障在之候節者証人と共々相立可申候為後日之一札

依而如件

金屋伊兵衛 印

証人 釜座久兵衛 印

同 釜座作兵衛 印

釜座

年寄 藤兵衛殿

同 俵 助殿

惣代 九兵衛殿

文化十酉年十一月

(二) 株仲間への加入制限

株仲間結成の目的が、仲間間の家職に対して、同職者が一致して自衛手段をとったものであり、封建社会の中にあって仲間間の権益を守り、家業の永続と発展を願って相互に仲間間を作ったのであるから、仲間間の人数を増加することは、すでに述べた如く同職間の競争をはげしくする結果を招くので、その加入条件を厳しくし、制限を加えたのはけだし当然であった。

「仲間二百四十八軒より不被増様被為仰付難有御請書奉差上候 弥以右軒数之外同商売堅相成不申候事」⁽¹¹⁾

「無抛者にても中年より職方相教江猥りに相殖し候儀一切不相成候事」⁽¹²⁾

これ等は、何れも加入制限であり、人数制限の規定であり、仲間間の権益と独占擁護に対する自衛の規定であ

- (1) 「定」 千吉株式會社所藏「江州布問屋・同元仕入名前帳」嘉永丑六年十二月
- (2) 「西陣織物仲買商申合条約書」木村卯兵衛家所藏 明治十一年九月
- (3) 「商法大意」平井常榮堂所藏 明治初年
- (4) 前掲「商法大意」
- (5) 「定」株式會社鶴屋吉信所藏 嘉永七年寅正月
- (6) 「(8)」仲ヶ間規定書」株式會社京都西川家所藏 天保八丁酉年四月
- (7) 「定」株式會社鶴屋吉信所藏 嘉永七年寅正月
- (9) 「一札」
- (10) 「速ニ御座江相調可申金銀之事」株式會社國松鑄造所所藏
- (11) 「定」前掲に同じ
- (12) 「定」株式會社衤屋所藏

二 仲ヶ間の集會方式

(一) 仲ヶ間の役員と選出規定

仲ヶ間の役員には、「総代、年行事」^(年番)とか、「年寄、年行事」とか、「肝煎、取締中」とか呼ばれる役員を
いて、仲ヶ間の諸活動を世話し、取締っていた。

その選出方法は、諸宗法衣仲ヶ間の場合は「掟」⁽¹⁾の中で次の如く規定している。

「諸宗法衣渡世重立候もの此度拾人被召出取調被仰付右相勤申候、其内式人人撰を以時肝煎ト相定、後八人を
取締役ト相定候事、各肝煎役者毎年二月ニ交代いたし尤取締役之内より人撰を以肝煎相勤可申事

但年頭中者勿論交代度毎ニ慰勸挨拶ニ可_レ罷出_一進物等之義一切贈答無之候事」

まず役員となり得る人物を御公儀側から拾名指名され、その拾名の中から任期一年、交替期は毎年二月の肝煎役を、拾名の手によって選出したのである。さて、この選出方法は、選挙によったか、抽籤によったか、輪番によったかは不明である。

なお、役職人の交替が行なわれた時は、御公儀様へ進物品を持たないで「慰勸挨拶」に出勤することが義務付けられていたのである。

このように役所へ仲ケ間の役職人の名前を届け出る事は、どの株仲ケ間にも義務付けられていた。江州布問屋、同元仕入名前帳の「定」⁽²⁾にも

「一、年行事、惣代替り之節、其時々御届奉申上候事」

「一、宅替リ其外品替リ肝煎代リ年々無怠慢京都府并御会所_ニ相断可奉申上事」⁽³⁾

これ等によっても、届出が義務付けられていたことは明らかである。

なお、同仲ケ間には、年行事の外に勘定行事が置かれていて、会計の責任者になり、仲ケ間の収支を担当したのである。今日の組合における、組合長、書記、会計の執行責任者として三役が置かれて運営されているのと同じ様式であったことが明らかにされるのである。

「一、勘定行事ニヶ月ツツ相勤可申尤も年行事惣代両家を相除き外式人ツツ順番相定候通り行事相勤可申、右当家仲ケ間諸入用払方取替置可申候毎年正月七月勘定之節仲ケ間取集之内より返済可致候

右取替_ニ相成候銀_ハ其月之帳面_ニ相記当番名前認集会之節一統相断置可申事」⁽⁴⁾

会計担当行事は、仲ヶ間の費用を益、節季の勘定期までは、自己の金で立て替えておくこと、隔月に二名の会計行事がこれを担当し、帳面に記載して、勘定日に仲ヶ間に披露し、承認をうけた上で、立て替え金を返金して貰っていたのである。

(二) 仲ヶ間の集会規定

仲ヶ間の過当競争を避け、組合の權益を擁護する為には、仲ヶ間全員の集会が望ましいことは言うまでもない。この集会で仲ヶ間の対外的又対内的諸活動の方針や具体的な規約が決定されたのである。その執行なり、仲ヶ間の統制は前述の仲ヶ間の役員によって行われたことは勿論である。それだけに仲ヶ間の集会規約は仲ヶ間の結成と維持発展を計る上で極めて嚴重であつた。

集会は幾種類もあつたらしく、そのうちで最大のものは、幾つかに分割され、運営されている同職仲ヶ間の総寄合の場合である。その一例として、植木職の仲ヶ間同志の総寄合を規定したものがあつた。

「一、惣仲間例年二度惣中四組共不殘寄合仲間式法不背様銘々不届無之様可申談事、定日正月十九日、七月十九日朝飯後早々より打寄割掛銭集を席料として此外入用不被拵候而参会可申事、尚少々之酒も相調候事なく無用禁酒するべき事

但寄合不参之儀以前分^わ立て無^わ拠節合互ニ存合候事ニテ候ハ其断ニ可申⁽⁵⁾応事」

総仲間の寄合は正月十九日、七月十九日の一年に二回が規定され、そこでは「仲間式法に不背様銘々不届無之様可申談事」と、寄合の目的が明示されている。寄合の経費は全京都を下組、西組、上組、中組の四組に割掛け

た会費でもって賄い、酒を厳禁している。

欠席する場合は前以って断っておくこととし、無断欠席をせぬように規定している。

文化四年の仲ヶ間定書の「改定書」⁽⁶⁾では、この総会の持ち方が相当具体化され、改正されている。

「一大仲諸入用之割合之義四組一統打寄致勘定披露之上勘定帳写可申候」⁽⁷⁾（総会費の規定）

「一大仲寄合之義者正四ッ時ニ相寄、尤間違無之ため廻状を以行事より相達可申候間無不参出席可致候事、万一無抛義有之候而出勤相成不申候ハハ組内より名儀ヲ差出シ可申事

但シ寄合時刻延引之方ニ者以使申遣シ候間其心得ニ而飛脚代式百文当役より直クニ可被相渡候」

集会の時刻、総会の通知方法、欠席者の名簿を組から提出すること。遅刻者には飛脚を立て、その飛脚代に式百文を組の役員より直ちに下さねばならないようにして遅刻者がないようにするといった苦肉の策ともいうべき規定を設けている。

「一寄合之席ニ而他之噂を不申其業而已専ニ相定早々退出可致候事万一多用ニ而深夜ニ相成候ハハ茶漬を用ひ酒者堅無用之事」

出席者の心得方と禁酒規定である。

ついで、分割された組内の寄合については次の如く定められている。

「一、組内寄合之事四月十九日定也 其組々と而打寄合申事、割鳥目三拾一文銘々持参可申事、是を席料として外入用掛り不申様相仕舞可申事、不参之方前丁（帳面）通猶不参ニ而も三拾式文者差出し可申事」⁽⁷⁾

組別の仲ヶ間寄合いについて、その期日、会費、不参者も会費と同額の金を徴収することを規定したものであ

る。

臨時の仲ヶ間寄合についても、

「一、仲間用ニ付不時ニ寄合申儀候ハバ前日ニ申触候事、其節者一組より組頭相談之上兼申合極置年行事、当番持ニ而三人、月替ニ而老人都合五人つつ寄合せ可申事 其衆議者帰宅後組中披露之上、組々ニ而小寄いたし相談之上四組一同諸事可取計事

但寄合度毎ニ入用掛リ不申様可心得事。自然長座之節者飯之儀其宿ニ而たのみ可申事多どんニ而も銘々取寄可申歟之事也」⁽⁸⁾

臨時の場合は、各組より組頭外四名都合五名の代表が打寄り、相談をすること。その結論は帰宅後、各組の組寄合を催して徹底を計ることとした規定である。なお、代表者の寄合いが長引いた場合は、自費で「多どん」位で済まし、費用はかからないように取計うよう規定している。

他の職商における仲ヶ間の寄合方式も、大体これと似たりよったりである。次の例は「江州布問屋仲間の寄合で、」⁽⁹⁾「定」によれば

「毎月拾九日参会之節不参致間敷候尤も定法ニ相洩候義又者存寄之義も在之候ハハ何事ニよらず申出評定可致候其外臨時寄合之儀廻文相廻り候ハハ刻限無遅滞参可申自然無抛差支等有之候ハハ早速年行事方へ断申入翌日罷越寄合之趣意承り可申勿論惣而申合之義多分を以相極メ決定致上ハ違背仕間舖事」

寄合不参加者に対して、仲ヶ間の決定事項は遵守すべしと、きびしく規定しているのである。

次に集合の通知文が残存しているので、その一例を示しておくことにする。

口 演 (株式会社、唐長所蔵)

「春陽之御賀状目出度申納候 弥御勇健可被成御座珍重奉賀寿候 然者昨日御咄申上候儀御相談申上候ニ付何卒御苦勞明後十二日寺町誓願寺中北の人形堂事西林庵お座敷ニ御集會申度候間正九ツ時各々様無御不參御來集可被下候様奉頼上候右為御案内如斯御座候以上

追啓申上候短日之砌ニ御座候間右刻限無遲滯御來集可被成奉頼上候」

天保十年亥とし正月

(三) 罰金制度

集會に遅れた者から罰金を徴収した例は、「西陣織物仲買商申合条約書」⁽¹⁰⁾に規定されており、いわゆる「京都時間」といわれている三十分位の遅刻をあたりまえとする悪習慣を、排除せんと努力しているのである。

「一、組合集會ノ節組頭ヨリ通知ノ時刻遅參スマジキ事

但シ抛ナキ事故之アラハ前以組頭ヘ断書ヲ出スヘシ、若シ断ナク遅參致シ候ヘバ違約金トシテ貳拾五錢出金スヘシ

附リ本文但シ書違約金ハ會所ヘ差出シ織工引立資本金ノ内ヘ収加スヘシ」

さきに述べた植木屋仲間の「仲間定書」⁽¹¹⁾における遅刻者から罰金として貳百文を徴収するといった規定も、全く同様の趣旨から出た規定である。

「但寄合時刻延引之方立者以使申遣シ候間其心得ニ而飛脚代貳百文当役より直クニ可被相渡候事」

電燈のない当時として、寄合の議事が円滑に進行し、日没以前にすべてが議了し、散会して家路に急ぐことが強く要請されていた当時にあつては蓋し当然のことであつた。そのため、開会時刻の厳守と、遅刻者排除のためには、きびしい規定を設けていたことは想像するに難くないのである。

四 会 費 制 度

仲ヶ間を結成し、対外的にも対内的にも活動を続けて行くには、それ相当の会費が必要であつた。そして、その財源は仲ヶ間を構成する各自の負担によらざるを得なかつたし、その拠出は義務であつた。
法衣商人の仲ヶ間「掟」⁽¹²⁾では

「一、御触候時御用其外仲ヶ間通達之時ハ其日附限案内之場所へ無遅滞可罷出候猶又仲ヶ間へ会釈者一切無之候得共、御公用は勿論仲ヶ間入費之砌者肝煎より差図次第出金可致候事」

仲ヶ間入用費の分担規定である。

「惣樹木屋中定法」⁽¹³⁾の植木屋仲間では、

「仲ヶ間一同入用者勘定書見候而各、出錢可致候不参候共惣人別割ラ差出し入用者仲間中一同聞キ合ケ多分ニ可
応事」

なお、同仲ヶ間の組々の小寄合の会費分担も、

「猶不参ニ而も三拾式文者差出し可申事」として欠席者といえども会費の拠出金を義務づけられ、強制されている。惣仲間会費の額及びその集金方法は、毎月八文の会費を集金箱に入れ、これを順次継いでいく方式で極

めて嚴重であつた。

「一、惣仲間月懸之額老人前八文宛行事取集メ一組一組箱ニ納組頭預り可申事尤箱之封印者年行事立会ニ而付置候事 鍵者月行事預り次々廻シ可申事」

仲ケ間における会費の徴収方式ならびにその金額には仲ケ間によつて差異はあつても、当時の仲ケ間における会費制及び集金方式の大様を窺い知ることが出来るのである。

- (1)(12) 「掟」 森法衣店所藏 明治元戊辰年十二月
- (2)(4)(9) 「定」 千吉株式会社所藏 嘉永六年丑十二月
- (3) 「仲ケ間名取帳、商法大意」 平井常栄堂所藏 明治初年
- (5)(7)(8)(13) 「惣樹木屋中定法」 植藤造園所藏 明和五年子七月十九日
- (6)(11) 「仲ケ間定書改定書」 同 前 文化元年丑十月
- (10) 「西陣織物仲買商申合条約書」 木村卯兵衛株式会社所藏 明治十一年九月

三 仲ケ間の相互扶助と加入勧誘及び除名規定

(一) 仲ケ間の相互扶助規定

仲ケ間の結成が自分達同職仲ケ間にとつて、渡世上の自衛的な手段であり、その協力によつて、各自の權益を守るところに仲ケ間結成の趣旨があつたことからして、それぞれの仲ケ間のもっている連帶意識の強弱によつて、仲ケ間における相互扶助の度合いも異なるが、封建的意識の強かつた當時にあつて、仲ケ間の相互扶助が殊のほか、強調され、規定の中にきびしく盛り込まれたのは蓋し当然のことであつた。

「江州布問屋同元仕入名前帳」の「定」⁽¹⁾には

「一、仲ケ間内名前人大病之節者不捨置当家ニ仲間中より祇園社^五全快祈願之御千度相勤可申其節当家より決而心配ニ不及候、本服之上御礼之御千度相勤候節当家より切飯、にしめ持参致仲ケ間江可差出其余酒肴差出スに不及候事」

「一、仲ケ間内惣而 死去之節仲ケ間一統より為香典ト金百疋可差送申、葬式之節仲ケ間内一統野送り可致候事。

附り野送りニ付山之下宿儀仲ケ間中別席ニ取扱可申事

香儀返礼義者何品成とも名目を認め金五拾疋仲間中へ差出し候事」

前文は、仲ケ間人が大病を患った場合、仲ケ間がその平癒祈願のため、祇園社で御千度詣りを勤行すること。

全快した場合、仲ケ間への謝礼は当人が「切飯・にしめ」を差出すこととし、酒肴は無用であると規定している。後文は、仲ケ間のものが死去した場合で、仲ケ間からは香典として金百疋を抛出し、野送りの礼を尽すといった規定である。仲ケ間中の信儀を表わし、相互扶助が明らかにされている。

次に商売上の元手銀が不如意になったときは、仲ケ間が貸出してこれを救助したのである。

「一、元手金拝借願度ものは肝煎へ申出取調示談之上急度手厚引当テヲ以出願可申候事」⁽²⁾

又、仲間人が零落した場合も相互扶助の規定が設けられていた。

「一、社中之内実体ニ伴而及零落候節ハ世話致遣シ商業ニ為基可申候事」⁽³⁾

「惣仲間内之面々不時ニ難渋不勝手之節者互ノ事ニ候多く世話致し商売相続候様ニ随分可申合事」

何れも仲ケ間の相互扶助の規定である。当時の仲ケ間が如何に強じんな連帯意識で結合されていたかが明らかにされるのである。

（二） 仲ケ間内の和合規定

仲ケ間は相互の扶助にとどまらず、更に和合と団結が要請されていた。

「三店魚仲買仲ケ間定」⁽⁴⁾には

「一、毎朝市立之節喧嘩口論無之様下人等ニ至迄急度相慎可申事」

荒ばい魚商人の仲間の規定七ヶ条の中の一ヶ条である。さもあらなと思われる次第である。

「一、御客先きにて仲ケ間之もの出会候節者同商売の実意を不忘和順得実ニ商ひ可被致候 我慢シ不遠慮之義ハ相慎可申、手代衆中ヘハ其主人より得と申合我意無之様可致事」

得意先で仲ケ間の同志が鉢合せになった場合はお互いに和順の精神、実意の商売、店手代達にも「我慢シ不遠慮之義ハ相慎可申」と、仲ケ間の和合と団結を規定し、呼びかけているのである。

（三） 仲ケ間加入の勧誘規定

仲ケ間が自分達同職者の過当な競争を避け、家業経営を自衛するために結成されているのであるから、仲ケ間の人数の増大する事を避けるため、仲ケ間加入に厳しい条件をつけて制限したのは当然であったが、場合によっては、加入してはいないものを加入せしめ、仲ケ間の規定を遵守せしめることによって統制を加え、業界で自由奔

放振舞われる危険と競争を未然に防止せんと計つたのである。

「惣樹木屋中定法」⁽⁵⁾「定」には、

「一、樹木商売之品花屋衆者勿論素人方ニ少之売物ニ而茂有之候ハ惣樹木屋中より我儘成儀者各不申入、随分万事すなおに申談同商売被致候上者互ニ勝手之事ニ候ヘ者、仲間式法申聞仲間加入之儀各々違論なく連印取候て可加入申事、尤不得心ニ而加入無之仁江者植木取引者勿論商売向之諸事出シ合ヒ一言之申合も堅たく申間敷事、勿論加入之儀者其向寄世話さし、其組中ニ披露シ外組ニも其趣相届、名前所書惣中江申達候事

但樹木聊いたし候に仲間之外新規ニ有之候ハバ加入可申事不得心之衆者尤同時に取計可申事」

これ等は、何れも仲間間加入を勧誘する場合の規定であり、加入を拒否された場合は「同時に取計可申事」として何等かの防禦的制裁の処置が取られたのである。これについては仲間間除名の項で考察する事にする。

(四) 仲間間の除名規定

仲間間の秩序を守り、申合せ規約を堅く維持し、各自の權益は勿論、仲間間のその業界における独占的支配と統制を維持するためには、規約の違反者には、仲間間からの除名による商売差留の処分でもって臨んだのである。

次にあげた諸例は、その諸規定である。

「一、糸代金為相滞候ハハ肝煎より各社江逐掛合ヲ而も埒明不致候ものは糸為売渡申間敷候事」⁽⁶⁾(生糸及び総糸売買の仲間間における糸代金不払による除名)

「右之通急度相定候上者、嚴重相守可申候、自然猥リニ取計いたし候ものは仲間を除き、切手（材木購入切手）相渡不申候間心得違ひ無之様篤と承知可致候」（除名の上、原料仕入れを切斷する処置）⁽⁷⁾（指物屋仲ケ間）

「一、惣代年行事より不審成義被相尋候上不埒有之候而仲間被相除候共決而遺恨存間敷其外惣而評議之上相究候儀何事によらず相慎可申候事」（不埒行為による除名）（上菓子屋仲ケ間）⁽⁸⁾

「近來仲ケ間内ニ而無株之仁江名前貸庭作り木造売買為致又者雜商人を素人江入込せ直売買為候而口錢取候事忤仲ケ間一統之差支ニ相成候故堅致間敷候、万一後日ニ相知連候而も無遲怠商売差留メ可申候事」⁽⁹⁾（仲ケ間人の名儀貸による仲ケ間外の人に、植木屋の木造りや植木の買売をやらせて、口錢稼をすることによる業界秩序の混乱と庄迫の排除である。）

「……植木仕事被致候節手間代定之通より下直ニ致し参候事一切無用、後ニ相知候ハバ商売向之出合勿論樹木取引堅いたし申間敷候事」⁽¹⁰⁾（仲ケ間規定の賃金を下値で行った場合の除名処分である。）

「尤助寄弟子面々紛敷仕方ニ而寄親主人等之得意を取候而木仕事並商ひ等一切仲間敷自然後日ニ相知候ハバ其段中間江披露之上植木為引者不申及商売向ニ付合堅致間敷事毛頭親かたは勿論之事、寄親等江妨ケ間敷儀一切有之間敷事」⁽¹¹⁾（規定を破って、寄親や主人（親方）の得意を横領した時の除名処分で、仲ケ間に公開の上、親方や寄親の弁護は受けない規定である。）

「諸事難心得義有之節一同評定之上相究可申候万一相背候方有之候ハバ買出株被除候共決而遺恨ニ存間舗候事」⁽¹²⁾（仲ケ間規約違反者の除名処分である。）

以上、仲ケ間の除名規定をあげたわけであるが、取引商品代金不払の場合、規約違反の場合、不埒な行為をした場合、名儀を貸して口錢を取った場合、作業賃金を規定以下で行った場合、親方の得意先を横領した場合等々

の事例が挙げられるが、何れの規定も仲ケ間における權益の擁護と、仲ケ間における秩序の維持にあった事が明らかにされるのである。

- (1) 江州布問屋同元仕入名前帳「定」 千吉株式会社所藏 嘉永六丑年十二月
- (2) 「掟」 森忠法衣店所藏 明治元戊辰年十二月
- (3)(6) 「定」 木村卯兵衛株式会社所藏 明治二巳巳年十二月
- (4) 「三店魚仲買仲ケ間定」 有限会社伊予又所藏 辰正月
- (5)(10)(11) 「物樹木屋中定」 法定植藤造園所藏 明和五年子正月
- (7) 「定」 株式会社証屋所藏
- (8) 「定」 株式会社鶴屋吉信所藏 嘉永七年寅正月
- (9) 「仲ケ間定書改定書」 植藤造園所藏 文化四年卯二月
- (12) 元唐物直買出株仲ケ間「定」 株式会社唐長所藏 安政六年未九月

四 御公儀に対する冥加意識と義務規定

(一) 御公儀諸法度の遵守規定

仲ケ間の結成はその業界における独占確保と、權益の擁護であった事はすでに幾たびか論述し、裏付けをして来たところであるが、かかる仲ケ間の独占的機構を支え、權益を確保せしめたのは、その背後に御公儀様の保護と、援助の絶対的權威が存在したからであった。仲ケ間はこれを御公儀様の冥加であると観じ、御公儀様には絶対の服従を誓い、その冥加に対しては、奉公と忠誠を誓い、その具体的行為としては冥加金を上納することによって、仲ケ間の維持と秩序を保っていたのである。

次の諸例は、いずれも御公儀様に対し仲ヶ間が絶対服従を誓っていたものである。

「一、御公儀様御法度之趣堅相守可申事」⁽¹⁾（本柴染屋仲ヶ間）（上菓屋仲ヶ間）（漆仲買仲ヶ間）各「定」

「一従 御公儀様 御渡候趣急度相守可申事」⁽²⁾（江州布問屋 同元仕入名前帳「定」）

「一、今般上 仰出御趣意者勿論前々より御法度之趣相守可申事」⁽³⁾（葉種商「仲ヶ間名取帳」「商法大意」）

「一、從御公儀様仰出御法度之趣相守可申候勿論唐物取扱之義嚴重ニ仕不正之品不相混様精々吟味いたし合可申候事」⁽⁴⁾（唐物直買出株仲ヶ間「定」）

「一、御公儀様御法度之儀者勿論之事喧嘩口論等仕間敷事」⁽⁵⁾（物樹木屋中定法）

以上、何れもよく似た規約で、いずれもが御公儀の御法度にそむかぬように、絶対服従を誓約している。

（二）冥加意識と冥加金の上納規定

仲ヶ間のものに諸規定の遵守を迫る統制力の權威が、御公儀より授与されていたため、仲ヶ間は御公儀に絶対服従を誓約すると同時に、御公儀に対し、忠誠と奉公を表明するものとして冥加金を上納し、もって彼等の權益の確保につとめたことはいうまでもない。

この冥加金が支配者にとって、幕藩の財政を潤す重要な財源の一つであったため、支配者は財源確保のため、つとめて仲ヶ間の保護と援助に力を貸し、冥加金の徴収に努めたことはいうまでもない。

次に冥加金の上納規定を見るに次の如くである。

「一、江州布問屋仲ヶ間之義宝曆四戊午奉願蒙御免為、冥加 両御奉行様年江頭八朔御礼奉申上年來渡世相統仕

難有奉存候」⁽⁶⁾

江州布問屋仲間が宝暦四年に公許され、その冥加に対するお礼、奉公のしるしとして、京都の両奉行様へ、年頭と八朔には御礼を申上ることを第一条に規定している。

「一、元仕入仲間相続罷在候為冥加 両奉行様江年頭八朔御礼永々無滞相勤可申事

東西御奉行様江

青銅百疋ヅ」⁽⁷⁾

上納の冥加金額が青銅百疋宛であり、これを東西両奉行所に上納している事が明らかに規定されている。

漆仲間買仲間の「定」では七ヶ条のうち二ヶ条にわたって冥加金の上納と御礼言上の義務が規定されている。

「一、漆仲間買仲間の儀者前々より相互商売相続仕御冥加銀之儀問屋仲間一緒に仕年々無滞上納仕候事」⁽⁸⁾

「一、御奉行様江年頭八朔御礼申上候、年行事之者共より相勤仕来候事」⁽⁹⁾

「三店魚仲間買仲間の「定」⁽¹⁰⁾では

「一、今般魚仲間買仲間再興被 仰候ニ付キ名前帳面差上置三店ニ而、年番老人宛と相定、年頭八朔御礼申上候事……」と、年頭八朔に冥加銀を上納している。

「蚊帳仲間規定書」⁽¹¹⁾では

「御冥加銀永上納一株ニ付金三步宛年々無滞差出し可申候」

と、年に一株につき、金三步の冥加金を上納する規定になっている。

これ等は何れも仲間間における冥加金の上納規定であり、封建社会における仲間間の冥加意識が如何に強かったかを窺い知ることが出来るのである。

(三) 御公儀に対する仲ヶ間の義務規定

冥加金の上納制度は御公儀の冥加に対する御礼の意識の表現であり、そのための上納金であったが、社会秩序の維持、或は統制上から支配者たる奉行所が仲ヶ間に対し義務付けた事柄があった。

すなわち相続人の交替、仲ヶ間への新規加入等或は商売替え、或は転宅等の場合がそれであった。

「一、仲ヶ間之者共品替り等御届申上候節者当人二年行事之もの附添罷出其外仲ヶ間商売筋ニ付御願申上候節者年行事^江申出年行事より得と相談之上年行事附添御願ニ罷出可申候事」(商売替の場合)⁽¹⁰⁾

「宅替其外品替肝煎代り年々無怠慢京都府并御会所江御断可奉申上事」(転宅、商売替えの場合)

「一、仲ヶ間之内家督相続いたし名前人に相成候ハハ仲ヶ間中^江披露仕名前帳面付替御届ケ可申上候……」⁽¹¹⁾ (家督相続による届出)

「一、布問屋相続名前人相成候節并ニ勝手ニ付、名前等改名之節ハ早速仲ヶ間一統及披露ニ御役所様へ名前帳面点合罷出可申事」⁽¹²⁾ (相続及び改名等の届出)

この外、仲ヶ間に新規に加入する場合は必ず届出の義務があり、その場合、本人に仲ヶ間役員(惣代・年寄・年行事等)が付添うて届出を行うのが慣例のようであった。

(1) 漆仲買仲ヶ間「定」井忠漆店所蔵 天保貳辛卯年九月改

上菓子屋仲ヶ間「定」株式会社鶴屋吉信所蔵 嘉永七年寅正月

本染屋仲ヶ間「定」中鉄精練染色有限公司所蔵 嘉永六年丑十二月

(2) 「定」 有限会社近又旅館所蔵

「江州布問屋 同元仕入名前帳定」 千吉株式會社所蔵 嘉永六丑年十二月

「定」 有限会社伊予又所蔵 辰正月

(3) 「商法大意」 平井常榮堂所蔵 明治初年

(4) 「定」 株式會社唐長所蔵 安政六年未六月

(5) 「惣樹木屋中定法」 植藤造園所蔵 明和五年子七月十九日

(6)(7) 江州布問屋 同元仕入名前帳「定」 千吉株式會社所蔵 嘉永六年丑年十二月

(8)(9)(10)(12) 「定」 井忠漆店所蔵 天保貳辛卯年九月改

(11) 「蚊帳仲ヶ間規定書」 株式會社京都西川所蔵 天保八丁酉年四月

五 仲ヶ間の諸活動について

(一) 家業專一、良心的商品取扱規定

家業大切に、良心的商品を売買することは、仲ヶ間の信用を確保する上で極めて大切であった。

御所關係の仲ヶ間(衣服装束)では特に厳しい規約が設けられていて、清浄な取扱いが要求されていた。

「御寮御織物司中」の「定」⁽¹⁾には

「一、御用之節清浄ニ仕候義者勿論ニ候間親族血縁混穢有之候ハハ早速仲ヶ間江相届可申出候隠置候而決而相勤
申間敷候事」

「紫色者染色之極品至而清浄品ニ而上々様方 御装束ニ被為用候染色故住古 御堂上様より染草御渡被下置至

今爾家業ニ仕来候得者銘々大切ニ相務可申事」⁽²⁾

後者は「本紫染屋仲ケ間」の「定」である。前者と共に、御所出入の衣服・染色関係の仲ケ間の規定であり、幕藩体制下にあっても京都市民が御所を如何に敬愛し、その出入御用達職を榮譽と考え、如何に有難く拝受していたかが、窺えるのである。

「諸宗法衣仲間」の「⁽³⁾掟」には

「一、仕入之品売きりし時者実定之直段を以相互に急用を補ひ売買シ可^レ会^ル事、尤不正之品取扱申間舗事」とあり、「唐物直買出株仲ケ間」の「⁽⁴⁾定」にも、次の如く規定されている。

「（前略）唐物取扱之義嚴重ニ仕不正之品不相混様精々吟味いたし合可申候事」

何れも取扱い商品に不正、不実があつてはならないとし、実直な商売をきびしく要請している。

「三店魚仲ケ間」の「⁽⁵⁾定」には、

「一、魚仲買並現銀小売之もの、其外日々市場に罷出候もの共者勿論魚鳥其外荷物持登り候もの共茂随分がさつ無之様可致候 若しがさつ之儀有之候ハバ早速問屋共より可訴出候、急度可申付候事」

いずれも取扱商品を大切にし、良心的に取扱うように規定している。

「西陣織物仲買商申合条約」⁽⁶⁾を締結した「西陣織物仲買」では、第一条で、

「一、当組合ノ儀ハ西陣産ノ織物ヲ売捌クラ以業トナス故ニ組内一同精々良品ヲ取扱ヒ売買ヲ盛大ニシ、西陣ノ繁栄ヲ計ルヘシ。」

すなわち、「組内一同良品ヲ取扱ヒ」とし、「西陣ノ繁栄ヲ計ルヘシ」と規定している。

蚊帳地買取仲ケ間の「定」⁽⁷⁾には

「一、近來蚊帳地合惡地と相成去ル亥年よりおり賃値上いたし惡地之向者地合に応じ織賃引可致之所此頃不吟味ニ相成急度吟味いたし其上同様惡地おり越候者有之候ハバ其名前行事方へ相届可申事

一、仲ケ間内之織屋より惡地織越候を吟味不致其儘受取候方在之候ハハ無遠慮行事方へ相届ケ可申事」

この二ケ条によって、蚊帳織屋仲ケ間と蚊帳買取仲ケ間の兩者間で良質な蚊帳地の取引が行われることを規定し、粗惡品の排除を計っているのである。

以上の如く仲ケ間では良心的、信用における品物を取扱うべきであると規定しているのである。

(二) 正直正路の取引規定

正直正路の取引を行い、仲ケ間の信用を確保すべく、仲ケ間の体面を傷つけない様にとの規定は数多く見受けられる。

第一生糸商社、第一總糸商社の共有せる「定」⁽⁸⁾には

「一、社中不正之取引致候者ハ肝煎役談判の上取引見合、事柄相糺改心致サセ、商業ノ為基候様可致候事」

「生糸入札之儀ハ相互正路ニ取引可致事」

「諸宗法衣仲ケ間」の「掟」⁽⁹⁾には

「……一己之利欲ニ迷ひ定法相背候歟又者不正之商ひ取引候ニおいては仲間被相省者商売被差留候……」

不正の取引を厳禁し、若し不実の商いをした場合は仲ケ間から除名し、家職の差留をするといった規定であり、

如何に仲ケ間は、正直正路の取引を行わねばならないかということを規定しているのである。

次に、その諸例を挙げておくことにする。

「江州布問屋同元仕入名前帳」⁽¹⁰⁾「定」

「……被仰渡候趣弥厳重相守直段守リ高下ニ相成不申様正路ニ売買可仕候」（値段を守って正路の商いをする事）

「薬種仲買仲ケ間名取帳、商法大意」⁽¹¹⁾には

「一、毒薬似せ薬は不及申紛敷薬種類売買致間敷事」（紛らわしい品物の取引禁止）

「漆仲買仲ケ間定」⁽¹²⁾には

「一、漆製法方、正路ニ仕鹿抹無之様可致候」

とあり、製品に手抜きや鹿抹な作り方をさせぬことを規定している。

「上菓子屋仲ケ間定」⁽¹³⁾には

「一、氷砂糖白砂糖不正之品相互ニ吟味いたし、尤手板等ニ洩候品堅取扱致間敷事」（菓子屋仲ケ間で不良不正の

氷砂糖、白砂糖の取扱禁止規定）

このように、仲ケ間の信用を相互に確保し、業界の発展と維持のために、仲ケ間規約ではいずれもが、正直正路の取引を強調し、規定しているのである。

この外、仲ケ間のものは礼儀正しく、身分を弁えなければならぬと規定したものもある。

例えば「御寮御織物司中、定」⁽¹⁴⁾には、京都御所との取引が厳重な規定の中で行われており、礼儀を失わないように規定している。

「一、蒙 勅許以威光世間江不作法有之候儀聊有之間敷候事

一、非常旅行出火之節帶刀被免候共權威ケ間敷致間鋪候事」

仲ケ間のものは分限を弁え、謙讓の美德を堅持して、正路の暮しが大切であると規定しているのである。

（三）御得意方応待の心得規定

売って悦び、買って悦びの他利自利の商法を守り、御得意に対しては誠実を旨とし、得意を大切にするように規定しているのである。

「一、御用之節従先規勅來之儀者勿論、臨時御用之節迎茂、無遅々可罷出候必虚病申立候儀決而有之間敷候事」⁽¹⁵⁾
御注文のあった場合は早速参上し、虚病等は、決して申立ててはならないと規定したものである。

「惣樹木屋中定法」⁽¹⁶⁾では、得意先の奪い合いを禁止して、次の如く規定している。

「銘々得意方猥リニ取候事堅無用、自然先方より出入取替候節者互ニ届ケ合ヒ無差構ニ分ニ立チ候ハバ出入可申候事」

さらに新得意に対する応待規定としては、本紫染屋仲ケ間、「定」⁽¹⁷⁾で

「一、新得意先より染物申來候共むさと請取申間敷、下地染來りし名前を承り其先々江応対之上差構茂無之候ハハ其品請取可申事」

新得意の注文には慎重を期し、互に仲ケ間同志の間で間違いを起さないように規定している。

得意先を得るための競争禁止の規定には、本紫染屋仲ケ間、「定」⁽¹⁸⁾に

「一、仲ヶ間銘々得意先廻廻り候義相互ニ堅仕間敷事」

これは得意先の廻廻り禁止によって、仲ヶ間における独占価格の維持を計った自衛の規定である。

仕入先の織屋仲間の權益を犯かさないよう配慮した規定として「蚊帳仲間規定書」の「定」⁽¹⁹⁾には

「一、織屋方より不_レ参_レ頼_ニ此方より押而立_テ検_ベ相遣し候ハバ其立検仲間江引取可申事」

と、規定している。

兎にも角にも得意に対する応待は、得意を大事にし、得意先の奪い合い、得意先相手の競争を禁止し、その權益の擁護につとめ、得意先に対する応対の在り方を種々規定している。

- (1)(14)(15)(17) 「定」 紋屋所蔵 天保十二丑年
- (2)(18) 「定」 中鉄精練染色有限公司所蔵 嘉永六年丑十二月
- (3)(9) 「掟」 森忠法衣店所蔵 明治元戌辰年十二月
- (4) 「定」 株式会社唐長所蔵 安政六年未九月
- (5) 「定」 有限会社伊予又所蔵 辰正月
- (6) 「西陣織物仲買商申合条約書」 木村卯兵衛株式会社所蔵 明治十一年九月
- (7)(19) 「定」 株式会社京都西川所蔵 文政十三庚寅年
- (8) 「定」 木村卯兵衛株式会社所蔵 明治二巳巳年十二月
- (10) 「定」 千吉株式会社所蔵 嘉永六年丑年十二月
- (11) 「薬種仲買仲ヶ間名取帳、商法大意」 平井常栄堂所蔵 明治初年
- (12) 「漆仲買仲ヶ間定」 井忠漆店所蔵 天保貳辛卯年九月改
- (13) 「上菓子屋仲ヶ間定」 株式会社鶴屋吉信所蔵 嘉永七年寅正月
- (16) 「惣樹木屋定法」 植藤造園所蔵 明和五年子七月十九日

六 召抱え奉公人の取扱い規定

奉公人を雇入れ、召抱えても、必ずしも主家で真面目に勤めて呉れるものとは期待出来ない。時には不埒な行為をしたため、解雇せざるを得ない場合が生じる。かかる主家で不奉公したものを、仲ヶ間で如何に処遇すべきかを規定したのが数多く見受けられる。

「本紫染屋仲ヶ間定」⁽¹⁾

「一都而奉公人年季之内理不尽に暇を取候もの仲間内江奉公相望候共決而召抱仲間舗尤日雇之者茂不埒成者は相雇ひ仲間舗候素人奉公人は格別、職筋相寛り奉公人召抱候ハバ元主人並日雇之者而茂下地雇われ先得と承糺差障茂無之候ハハ召抱可申事」

年季の内に理不尽に暇を取ったものは、仲間内へは決して再雇用しないこと。日雇者であっても、不法行為者は同様に仲間内へ再雇用しないこと。素人のものは特別であるが、若し染色の職業を知っている奉公人を召抱えようとする場合は元主人、(日雇も同様)元の雇われ先によく聞き糺した上、差支えがない事を明らかにした後で召抱えること等等、奉公人及び日雇人召抱え心得についての仲間間規定である。奉公人や日雇人の横取りが出来ぬようにし、奉公人や日雇人の不埒の行為には、強い制裁(仲間中へ再雇用禁止)を加えることを規定したものである。

「西陣織物仲買商申合条約書」⁽²⁾では、

第四条

株仲ヶ間の一考察(足立)

一、組内各家ニ於イテ手代トシテ年期ヲ定メ雇入レノ者、期限中ニ不埒ノ儀之レアリ、暇遣シ候カ、或ハ自儘ニ退出致シ候者之レアル節ハ迅速ニ組頭ヘ届ケ出ヘシ

第五条

一、組頭ニ於テハ前第四条ノ始末届出候ヘバ迅速ニ組内一統ヘ廻達致スヘシ

附リ組内各家ニ於テハ本条ノ趣、頭領ヨリ廻達之レアル上ハ其暇出シ候者組内一統決而雇入致スマジク、且又廻達以前心附カズシテ雇入レ之レアルト雖モ右廻達之レアラバ速ニ暇出スヘシ

不埒な行為のあつた年期定めの手代に暇を出すとか、手代自身が自ずから勝手に暇を取つた場合は組合ヘ迅速に届けること。頭組はこれを組内に周知せしめること。廻達のあつた者は再雇用しないこと。廻達以前に雇入れていても、この廻達によって雇用を取り消すこと等、召抱奉公人に対しては特別に厳しく統制を加えている。かかる規定の設定は、個人の秘密が仲ケ間に洩れることを恐れたことも、その理由の一つであつたと考えられる。

「諸宗法衣仲間掟」⁽³⁾にも

「仲ケ間内ニ召遣ひ居候手代不埒在之暇遣し候ものを猥りに召抱仲間敷但日雇杯と唱候紛敷名目を付相遣候義決而無用。」（暇を出した不埒な手代、紛敷き日雇杯の雇用禁止の規定）

「薬種仲買仲ケ間名取帳、商法大意」⁽⁴⁾には

「一、仲ケ間より暇出候奉公人召抱候節者古主人江引キ合セ候上差構在之候は、召抱仲間敷候尤不奉公之手代又者品悪敷隙取我儘ニ薬種致商売候もの江商買者不及申一切立入らせ仲間敷候事」（不奉公で暇出した奉公人を召抱える場合は、古主人の許可を要し、又彼等が勝手に薬種商を独立して営んでも取引をしないこと、一切立入りを許さないとした。）

「指物屋仲間、定」⁽⁵⁾

「一、不限何方年中不奉公候もの如何様頼参候共決而相抱^江申間敷事」

「上菓子屋仲間、定」⁽⁶⁾

「一、仲間内より暇出候奉公人召抱候節者古主人へ引合候上差構無之候へゝ召遣ヒ可申候尤不奉公之手代又ハ理不尽ニ隙取候者有之候ハバ其由惣代、組行事江相届商売筋差留メ之儀一同相達可申候」(不奉公者の召抱え規定と彼等独立營業禁止の規定)

「三店魚仲買仲間、定」⁽⁷⁾

「一、召抱奉公人不埒仕暇差遣候上同商売^五召抱候儀仕間敷且亦同商売差留可申候事」(前例と同様の禁止規定である。)

「植木屋仲間、社中申合左之通り」

「一、奉公人不埒有之暇遣し披露有之候得バ其仁ヲ召抱間敷候且又日雇ニ而も不埒有之候得バ前同様之事」

以上は、仲間間の不奉公人召抱禁止の規定である。不奉公人の商売禁止規定と共に、仲間間間の機密の保持、仲間間の雇傭関係、仲間間の権益、秩序の確保等からこのような厳しい禁止が規定が設けられていたと見るべきであらう。

(1) 「本紫染屋仲間間定」 中鉄精練染色有限公司所蔵 嘉永六年丑十二月

(2) 「西陣織物仲買商申合条約」 木村卯兵衛株式会社所蔵 明治十一年九月

(3) 「諸宗法衣仲間掟」 森忠法衣店所蔵 明治元成辰年十二月

(4) 「菜種仲買仲間名取帳、商法大意」 平井常栄堂所蔵 明治初年

- (5) 「指物屋仲ヶ間、定」 株式会社征屋所藏 年号不明
- (6) 「上菓子屋仲ヶ間、定」 株式会社鶴屋吉信所藏 嘉永七年寅正月
- (7) 「三店魚仲買仲ヶ間、定」 有限会社伊予又所藏 辰正月

七 仲ヶ間の売買規定

(一) 仕入方式についての規定

(イ) 仕入方式の協定

まず「江州布問屋、同仕入名前帳、定」⁽¹⁾によれば、

「一、御触書之趣相守新規ニ直買致候方並ニ田舎届ヶ物 又者染地と名付紛敷荷物直取寄仕候方在候ハハ其品得と見届ヶ候上、紛敷義有之候ハハ 御役所様江御訴可申上候事」

仕入のルートにのらず、直買とか、田舎からの届け物、或は染地とかいって疑わしき荷物を直接取寄せ仕入れた場合は、役所へ規約違反者として出訴すると規定している。なお、直買の違反荷物を持ち運んだ飛脚は、江州の荷主に掛合って、以後布荷を京都へ持ち登っても、仲ヶ間一統、その荷物は請取らない事を申合せ、飛脚職に召し上げ同様のきびしい罰則規定を設け、ルートを外ずれたヤミ仕入が出来ない様に規定している。

「一、江州中郡並野州其外惣而飛脚之内無札之布荷持登り又者布荷と相見へ不申様荷物を作り変へ仲ヶ間ト申偽リ直買之布取次致候不埒之飛脚者、江州荷主中へも掛合い之上以来布荷物登り候とも仲ヶ間一統決而荷物請取申間敷事」

「一、大津船問屋之内仲ヶ間の印札を預ヶ不申方在之候ニ付、向後右等之船問屋より無札之荷差送り候ハハ荷物其儘ニ差戻し決而受取申間敷事」

これは、印札のない荷物は仲ヶ間で請取らないで江州へ差し戻すといったもので、大変きびしく規定して、直仕入を防止し、仲ヶ間中の權益を守ったのである。

この江州へ差し戻したヤミ荷物の直売等による横流しを防ぐために、その品物には△印形を捺印して差戻すこと。さらにその品物が横流し、直売された疑がある場合は仲ヶ間に届け出ることになっている。

「一、送り荷之内差戻し候代呂物を紛敷直売致候義も可在之其段難計候ニ付代呂物ニ△印形を調印いたし差戻し可申候、尤荷物江州表江差下シ候哉又者外方江遣し候哉得と致省略若紛敷義も候ハハ早速仲ヶ間江申出取調可仕候事」

更に、正規のルートを外れた直取引の品は、仲ヶ間の年行事方に差し押えて御役所に訴えるといった方式で、直買の防止に努力し、仲ヶ間の權益を守る規定を設けている。

「一、染地届ヶ物と唱紛敷直取引いたし候方有之候ハハ其荷物年行事方ニ留メ置早速 御役所様江御訴申上御吟味御願可申上候事」

なお、登荷の証明用として印鑑札五百枚を大津荷問屋に預けておいて、荷物壹個毎に壹枚の印鑑札を付けて、持ち登らせ、仕入れの正式ルートの維持に努めている。又この印鑑札を紛失した場合は、罰金として一枚に付、金百疋ずつを仲ヶ間に納めさせ、印札を大切にし、印札の紛失による荷物の直仕入による危険を防止している。

「一、登り荷物下ヶ札五百枚右印鑑札兼而大津荷問屋へ預ヶ置罷在候、登り荷壹箇毎ニ提登り候間着荷改致大切ニ

取扱置、会所用人へ取集被越候節札数引合帳合致相渡可申候 右用人江一諸ニ又々大津表へ印鑑差送り可申候、尤印鑑札紛失為致候方在之候ハハ過料印札一枚ニ付金百疋ヅツ可差出させ申事。

右印鑑札大津荷問屋へ預け置取扱世話料として二季祝儀左之通

小舟入 伊勢屋甚兵衛 金三百疋

同 榊屋 佐助 同式百疋

風呂屋ケ買 池田屋勘兵衛 同式百疋

彦根他家問屋仲ケ間之年番 同三百疋

右之通遣し可申事

一、登り荷物之内外仲ケ間付ケ合と在之候節者其家々より早速持参相届可申事」

仲ケ間が、商品の仕入を正式ルートに載せるべく如何に嚴重に規定しているかが明らかにされる。

なお、蚊帳地の織屋の奪い合いを禁止して、業界の混乱を防止したものは、

「一、近年蚊帳地不出来に付銘々織屋方糺込為織候ニ付毎々一統申談候得共、同様之義ニ付此度相談之来ル十二月迄銘々新規織屋相殖し申間敷事」（西川ふとん店所蔵「蚊帳問屋仲ケ間定」文政十三年）

問屋が、機屋を支配する実体の一面が窺えると同時に、問屋間における商品（蚊帳地）の奪い合いのはげしかったことが明らかにされる。これを防止して、安価な織質の確保に努力している規定でもある。

何れにせよ、商品の仕入れに統制を加え、仲ケ間の各自が過当な競争に陥らないよう、業界の独占と相互の利益確保に努力しているのである。

次の例は、仲ヶ間中の或る者が生産者に前貸した場合、その生産者から生産される原料を仕入れる方式の規定である。

「京都并在絞り油屋仲ヶ間、⁽²⁾覚」に

「一、地方江金銀錢菜種引当ニ仲ヶ間中より前以借シ付置候村々ニ而其借シ主江相對無之菜種買取ル御計リ被成候儀御無用ニ可_レ被_レ成候 然し御存無之候御計リ被成候義も在之候ハバ其菜種ニ出入合御座候より御届ケ在候ハハ懸り合御座候仁江御渡し可被成候 夫々左様難儀も在之候ハハ何分其仁江相對にて得心然ル上御買取可被成候事」とあり、油絞り前貸商人の原料である菜種の仕入（前借り生産者より）方式の制限である。

次の例は「魚問屋仲ヶ間、⁽³⁾定」

「諸国より差登_セ候諸魚生塩干物諸鳥貝類松前物其外何ニ不限売捌日々値段相場書前々より仕来之通三店より一冊宛可差出候尤右品々問屋外ニ而直買等いたし、問屋に似寄候儀并諸国より持参り直売等いたし候もの有之候ハバ早速可訴出候 吟味之上急度可申付候条等閑にいたし置猥リヶ間敷儀有之候ハバ三店問屋共可為越度候事」三店問屋仲間（上之店問屋十二軒、錦小路問屋十一軒、六条問屋二軒）外よりの直仕入をしたり、諸国より持参り三店問屋を通さないで直売却せんとするものを防止せんとしている。三店の独占と權益を守らんとする規定である。

「惣樹木屋中⁽⁴⁾定法」によれば、

「一例月廿一日東寺江津の国仲買植木屋より持出ものは少々ノ草物ニ而茂銘々買取申間敷事併当地之神事法会持出候衆中之商ひもの一切買取不申事、又者素人方者勿論仲間不入之花屋等江直売ニ持廻候右衆中之売物一切買申間敷、当仲ヶ間江商売候右衆中之売物者相對を以買取可申儀急度相定候上者、令相違候ハバ一言之無断互之申合

之通仲間内之存分ニ取計候共得心いたし連印之上者異議毛頭仕間敷事」

「一、山科之衆中町々江直売出候松石少ニ而茂津の国衆と同事ニ買取申間敷事、樹木屋仲間計廻し衆中之売物者銘々買取可申事」

毎月の弘法市二一日に持ち出す津の国の仲買の植木、草物、神事や法会に持出して売っている衆中、仲間が除外している花屋等へ売込んでいる衆中からは一切仕入れないこと。仲間間だけに売込んでいる衆中からだけ仕入れること。規約に反した仕入を行った場合には、仲間間が存分に処分しても異議の申立てはしない、といった仕入方法の厳格な規定である。当時の仲間間にかかる仕入方式を規定し、相互がその權益を守り、各自の家業はその枠内で営業されていたことを確認することが出来るのである。

(四) 仕入価格の協定

仕入値段がまちまちであれば、売値もまちまちになり勝ちになり、仲間間の共存共栄の精神はくずれ、過当競争を誘発し、業界の混乱も起りかねない。このような事態を未然に防止する手段は、商品或は原料の仕入のルール規定に止まらないで、仕入値段の出来る限りの統一が望まれたのである。

次の「指物屋仲間、定」⁽⁵⁾によると第一条で、

「一、板元方買入値段の義、高下共仲間一統相談之上買取可申事」

指物屋にとって一番大切な原材料たるべき木材の購入価格の協定である。

次は「惣樹木屋中定法」⁽⁶⁾による、草木の仕入値段の協定規約である。

「一、諸草木直段之儀者数多の事故速に直定茂難成、然^{*}品ニより毎年寄合之節可申合、諸草木仲間取遣之

儀者何ニ而も口錢取此儀急度已後相定候事、尤津の国出もの又外出シ之品ニ而茂数年持越候物者直段相對次第格別之事、代物取遣之儀随分互ニ勝手よろしき様了簡を以仲間通用宜敷様売買可申事」

と、すなわち植木屋仲間で、樹木の値段は毎年寄合の時に協定すること、仲間間でも売買口錢も同様、津の国のもの、其の他からの買入れでも、数年持ち越したものは相對で仕入買してよい事、仲間間同志の売買は相互に便宜なので、その取引は仲間通用よろしき様に取計うことと等規定している。

「蚊帳仲間、定」⁽⁷⁾の場合

「文政十亥年蚊帳織賃一統相談之上立替致候処下職多人数ニ付取締出来不申候故此度一同相談之上前々之通織賃操賃、糸数相改申候左ニ

一	七ツ立	糸数	貳百五拾貳筋
一	八ツ立	糸数	三百筋
一	九ツ立	糸数	三百六拾筋
一	七ツ物	織賃	四匁五分
一	八ツ物	同	四匁五分
一	九ツ物	同	六匁
一	綿	操賃	四分
一	織金	前賃	拾匁ニ壹匁仕掛

右心得違無之相改請渡し可被致候右之条前々より定之通可被相心得事、右之条万一心得事違致候ハ仲間間定

之通御取計被成候とも一言之子細申間敷候承知印形依如件」

織賃、操賃、前貸の利息を協定して統一している。そして違反者は組合が制裁を加える規定になっている。次いで、西陣紗組仲間が、室町の御問屋に原糸値上りの理由で、織物の値上げを申出たものとして、

「一、糸値段近来稀成高値ニ付段々御掛合被下五分一厘方御値上ケニ相成申候段忝奉存候此度之糸値段は中々以て是迄ニ無之義ニ而被取納御談申上候老割三步方より引申候而者迎茂我等共手元勘定相立申兼候得共何分相成丈ケ辛棒仕と茂老割方御値増之義幾重にも相頼可被下候右値段より相下ケ申候ハバ壳体相止候而者手間取之者ど茂難渋ニおよび、ともに無拠休機仕候より致方茂無之候間何卒此段宜敷御頼申上候 以上

安政六年末二月十一日

御年行事様

御行事中様

紗組一統⁽⁸⁾

原糸の値上げによって、織物代価を五分一厘値上げをして下さったが、どうしても一割の値段増をして戴かないことには、休機に追まれざるを得なくなり、織手間取のものも難渋に陥入らざるを得なくなるから、値上げの段よろしくといった仲間と仲間間の値上げ交渉の例証であり、仕入値段ならびに織賃を組合で協定し、統制していたことは明らかである。

(二) 売却方式についての規定

(イ) 売却方式の協定

仲ケ間、相互の權益を尊重し合つて、仲よく渡世して行くためには、仕入れた商品、或は製作した品物の価格を協定することは勿論であるが、その売却のルールを規定して、競争を未然に防止し、相互の利権を尊重し合つていたのである。仲ケ間はこの売却ルールに反したものをきびしく処分するといった売却ルールの遵守を規定し、仲ケ間内を統制したのである。

「第一生糸社、第一認糸商社、定」⁽⁹⁾に

「一、糸売様之儀掛値等決而申間敷正路ニ取引可致事」

「一、糸把売ノ儀ハ付ケ札ヲ以売渡可申事」

「一、売渡シ候糸代金差支候者定之手付金請取候外ハ殘金貸渡利足請取可申事

但相對限月相定可申事」

「糸代金為相滞候ハハ肝煎より各社江遂ケ掛合ヲ而も埒明不致候ものは糸為売渡申間敷候事

但し一己之利欲ニ迷ひ拔売等致候者看逃候てハ社法相妨候ニ付、其者ハ社法通可致候事」

「一、御当地ニ而潰し糸手当仕候外ハ他国江売捌可申事」

これ等は糸の売却ルールを規定したものであり、正路の取引、売掛金の滞った場合は利息を取ること。支払いの出来ないものは、仲ケ間が一致して取引を停止すること。潰し糸は他国へ売却すること等が規定されている。

なお、外国との取引については

「一、外国江取引之儀者兼而御規則茂有之候間何連も其筋江来同候上相隨売買仕候事」

「一、外国江品売渡シ候節ハ品数並金高員数はモ亦政府江御届奉申上候事」

と、外国貿易の方式を規定している。

「江州布問屋、同元仕入名前帳、⁽¹⁰⁾定」には、

「一、問屋中より売捌候布之儀、銘々当人へ不及申、実ニ召使ひ候手代共ニ売捌し候儀ハ格別此外当分手代と申紛敷売人差出申間敷候事」

「仲ヶ間之者江州之布商人と引キ合セ内含を以江州者を荷持ニ雇ひ候杯と申立市中へ売歩行セ、或者江州之布商人へ売渡候杯ト申立江州之者ニ直売致させ又者聊之口錢を以布類取次致金銀取引之節者江州之者直取引ニ為致又者当地ニ而寄宿渡世いたし候者共其の得意方へ売渡候趣ニ申成し其家々之名を以江州之者に売歩行かせ候儀決而為致間敷候事」

紛らわしき売方、売歩きを禁止し、直売^{じよ}を禁止し、正々堂々の捌き方を強調している。

更に、出所不明の布類の販売を禁止し、次の如く規定している。

「一、布類改方之義此度相改仲ヶ間其家々之目印判調印致売捌候ニ付則印鑑左ニ取置候、尤無印札之布一切売出し申間敷候」

更に江州布を仲買仲間に売り捌く方式は、

「江州之者布荷物持参り仲間之中ニ而売捌之儀相願越候節定通り」云々

と、売捌方式が規定されていたのである。

「唐物直買出株仲ヶ間定」⁽¹¹⁾には

「一、当地売出し之節銘々不参いたす間敷商法相守互ニ猥之義無之様相慎可致永続様に氣を付合申候事」

とあり、売出しの参加と商法の遵守を規定している。

「三店魚問屋仲ヶ間定」⁽¹²⁾にも

「一、諸魚猥ニ高値ニ不相成候様享保年中申付候儀ニ付、記文等指出置候ニ付、毎朝売渡候魚鳥類其品ニ寄り三店ニ而売口高下有之候付平均いたし荷主^五仕切目録指遣右品之儀を直之ものと相定三店問屋申合仕来之通猥ニ不相成候様可相心得候 尤三店問屋仕来之通外店中買江者不売渡何事によらず一分之存寄者勿論、新規之儀相企申間敷候、万一新規之儀相企候問屋有之候は、早速可訴出候、問屋株取上可申候事」

売渡す魚鳥類が高値にならないよう、三店の売値に高下がないよう、三店以外の他店仲買仲ヶ間の者には売却しないこと、何事によらず新規の企てはしない事、万一新規の企てをなす問屋があれば問屋株を取上げ商売差止め処罰に付すること等、実に問屋株仲ヶ間におけるきびしい規定が明らかにされるのである。

「惣樹木屋中法」⁽¹³⁾には、

「一、神事法会市売之節五尺より立延候樹木互ニ持出間敷急度相定候事 若シ仲ヶ間内より存違ニ而持出候ハバ見付次第取のけ候共一言之異議申間敷事」

と、神事法会等の市売に出す樹木の高さ（五尺）を規定し、樹木売却の規定を定めている。

「植木屋仲ヶ間、定」⁽¹⁴⁾には

「一、山科郷之義ハ銘々所持山林^并田畑之間ニ生立候樹木^并草花根付物之類を其時々仲間直段を承リ合と高下不致候様売捌可申事

但他所より樹木並草花根付花之類を買入売捌候義ハ決而致間敷候事

一、山科郷之義ハ市中法会場所並町売いたし候而已ニ夫より附ケ入レいたし、庭造、木透等いたし候ハ決而仕間敷事

一、諸草木之類売捌候義も相互之義ニ付仲ケ間差支ニ不相成候様いたし合ヒ売捌可申事

但仲間之内ニ而も諸勘定合等閑ニいたし置一統取引守不致候方^五諸草木類仕送り仕売捌候儀仕間敷候事」

山科郷の植木の捌き方についてはきびしい売却規定が設けられ、植木仲ケ間の差支えにならないようにして、売り捌くことを規定しているのである。

(ロ) 売却価格の協定

仕入のルール規定の下に仲ケ間のものが、共存共栄の利潤を追求し、仲ケ間の競争を排除し、独占的權益を確保しようといった考え方は、仲ケ間の売却面におけるルールとなつて規定され、ルールに沿つた売却以外は堅く排除したのである。そして売却価格の協定や口銭の協定を計つて、業界の過当競争や混亂を防止しているのである。

「一、売値段取極仲ケ間定法と唱候類取調之上御聞届可相成候得共職業出精定法より下直に売買いたし候儀者可為勝手事」⁽¹⁵⁾

売値段を仲ケ間で取極めている事は明らかである。

「指物問屋仲間、定」⁽¹⁶⁾には

「一、代品物直段之儀高下共勝手儘引合決而不相成事」

とあり、製品の値段は高下共に仲ケ間の申合せ通りにして、協定以外の値段取引を厳禁している。

「江州布問屋、同元仕入、名前帳、⁽¹⁷⁾定」による売却方式には、

「一、江州之者布荷物持登り仲ケ間之中ニ而売却之儀相願越候節定通り式歩口錢にて取扱致遣し候儀者格別口錢負引之相對ニ及^レ候者ハ一切取合申間敷候且是迄仲ケ間内へ売却方之引合被致候儀無之哉承り自然外方へ引合試み候儀も在之候旨を答候ハハ為念仲ケ間一統へ廻文を以承り合^レ差支之有無相糺候上取扱可致尤も口錢負引かたく致間敷事」

江州布売却の口錢を堅く規定（式歩口錢）し、口錢の負引をした者は、「一切取合申間敷候」と、売却ならびに仕入の方式を規定している。なお、「是迄仲ケ間内へ売却方之引合を……試み候」ものは仲ケ間一統へ廻文をもつて相糺し合つて、差支えない場合のみ、取扱つてよいことにしている。

諸魚鳥類仲買に対する「三店問屋仲間、⁽¹⁸⁾定」における売却規定には

「魚中買共江売渡候魚鳥等代銀者四厘一步下負ケ遣シ現銀小売之者江者負ケ引キ無之儀仕来之通たるへく候尤中買共より内渡金銀錢問屋⁽¹⁹⁾平日又者兩節季に請取候ハハ仕来定之通取計尤相場等正路ニ相糺置可申候右代銀皆濟仕切之節に店中買より負引相場増等之儀申掛間敷候 彼是申争候ハハ吟味之上急度可申付候且三店共夫々定候仕切日限ニ至り代銀相滞候もの共者仕来り之通市立^テ為致申間敷事」

と、魚仲買仲間に対する三問屋の仲間売却口錢は、四厘一步と規定している。仕来り日に売掛代銀を支払わな^いものには、規定通り、魚、鳥市場に立つて買うことは許さ^{ない}として、市場の売却規定を設けている。

これに対し、三店魚仲買仲ケ間の「⁽¹⁹⁾定」には、

「一、問屋より仲買江買請候魚鳥代金の内四厘走歩下儀先年仲買之者諸方荷主江罷下り相對を以引候儀故問

屋_ト仲買相対之仲ヶ間之外一切負引不申候事」

と、三店問屋仲間と三店仲買仲ヶ間の間における、取引売買の割引率がそれぞれ仲ヶ間の規定で定められている。

なお売却値段を仲ヶ間で規定したのであるが、次の「定」⁽²⁰⁾は、蚊帳の相場申合せの値段表で、この値段に相違した取引は、きびしく禁止していたのである。

定

一、白蚊帳相庭

八ッ物 四拾壹匁五分

九ッ物 四拾六匁五分

十ッ物 六拾壹匁五分

一、江戸亥年差直段

染八ッ物 四拾七匁八分

染九ッ物 五拾四匁八分

染十ッ物 六拾五匁八分

一、白蚊帳織屋出し

十二月三十日限り

右之通り此度一統相談之上取極江戸表へ申遣候、越前領大不出来直値ニ付江戸表明年仕切喰違不申様、懸ヶ合之上此度右値段決定致候、当地取引右値段より相違之取引被致候ハバ一統相談之上執計仕候間、今後相違無之様

取引可被致候依之承知印形以而如件

天保九戌年十月

大文字屋 利右衛門[㊤]

外九名連名印

次の「直段控」⁽²¹⁾は唐紙の直段表で仲ヶ間の取りきめたものである。

中地唐紙千枚ニ付 代銀 四拾五匁

上地唐紙千枚ニ付 代銀 六拾七匁

右者下風売出直段ニ御座候

中地唐紙拾枚ニ付 代銀 六分

上地唐紙拾枚ニ付 代銀 九分

右者小売直段ニ御座候

直段定

一、中地 イ印 下直 三拾五匁

ロ印 ハ印

ニ印 ホ印 六上り

一、上地 イ印 五拾五匁

ロ印 ハ印

株仲ヶ間の一考察（足立）

ニ印
ホ印

八上り

一、ひみ紙

七拾匁

一、維紙

七拾五匁

一、ひみ落し

百匁

一、灰原紙

百廿五匁

一、広金襴紙

百四拾匁

一、同前黄無地

貳百匁

一、十二抜帳置上

百廿匁

一、萌紫無地

五拾四匁

一、同 江戸巾

六拾八匁

一、白茶泥唐紙

百七拾匁

一、緑青地泥唐紙

貳百廿拾匁

但金相場壹匁仕掛

仲ヶ間 貳匁引

一、天狗丈 押手間壹束

三匁

一、元草直段ニ応じ定直段之通を以銘々売捌、直段高下無之様致自儘ニ売捌方并不実之取計等決而致間敷事

回 覧

井筒屋 茂兵衛様

外 拾二名

右、近年地紙并諸色格別高直ニ付甚以引合かたく相成候ニ付則唐忠殿とも初相談候後尚清右エ門殿初一統同意之趣故則当二月十二日誓願寺中西林庵座敷へ罷参集いたし、唐紙品々直段相極右連名申合、尤家別ニ此度之別項之書付出且亦右拾貳軒相互ニ証文取替等いたし向後正路ニ渡世可致候様尚亦再度西林庵へ同月十六日一統参会いたし候一

諸色物価の値りがひどいので、従来の価格取引が困難になったことを理由に、唐紙の値上げを仲ケ間で申合わせた、その引上げ価格の一覧表である。仲ケ間はこの様に売却値段や口銭を統制することによって、過当競争を排除し、正路に渡世が出来るよう協力し合ったのである。

(三) 賃 金 規 定 (職商人の仲ケ間の場合)

植木職人の仲間をはじめ、職商人の仲ケ間の場合は、その賃金を規定し、仲ケ間の競争による賃金の低下を防止し、同職者仲ケ間の収入を確保し、權益を守るために努力している。

「指物屋仲間、定」⁽²²⁾には

「手間料ハ定之外多少ニよらず、勝手之取計不相成候事」

と規定し、手間料は仲ケ間で統一し、規制しているのである。

「物樹木屋中定法」⁽²³⁾でも

「銘々得意先^ニ参リ手伝仕事被致儀者渡世之事故格別勿論其中^ニ而植木仕事被致候節者手間代定之通より下値^ニ致シ参候事一切無用、後^ニ相知候ハハ商売向之出合勿論樹木取引堅いたし申間敷事」(植木手伝職の賃金)

「一、木造り手間代之事仲間一同之定

此儀未ダ惣中不^レル寄^レ存シ方茂まま在、追而寄合之節^ニ惣中不^レ残打寄申節可相極事」(植木職人の手間代)
いづれも、職商人の賃金規定を仲間で規定し、職商人のまぢまぢになり勝ちな賃金を統制し、仲間相互間の利益の確保を計っている。

さらに、この手間代が具体的にどれだけであったかは同家の「定」⁽²⁴⁾の中に

「一、仲間手間定 式^ノ三^ノ分 飯代 老^ノ分 都合 三^ノ分^ノ三分也」

とあり、文化初年における植木職人の一日の仲間代が明らかにされるのである。

又、手間代金を仲間が受け取る場合、一統連印の上で受領し、一人でも洩れた場合は受領すべきでない、仲間間の堅い連帯性を強調したこともある。次の例証はそれで、御所の織物を指名されていた「御寮御織物司中」の「定」⁽²⁵⁾の一ヶ条である。

「一、御用料相渡り候節一統連印之上頂戴可仕事、但シ^シ老人^ニ而も落印有之候ハハ決而御請申間敷事」

(1)(17) 「江州布問屋 同仕入名前帳、定」 千吉株式会社所蔵 嘉永六丑年十二月

(2) 「京都井在絞り油屋仲間中、覚」 鳥羽屋所蔵 明和四亥四月

(3)(12) 「三店魚問屋仲間、定」 有限会社万亀楼所蔵 安永三年十一月

- (4) 「惣樹木屋中定法」 植藤造園所蔵 明和五年子七月十九日
- (5)(16)(22) 「指物屋仲ヶ間、定」 株式会社榎屋所蔵
- (6)(13)(23) 「惣樹木屋中定法」 植藤造園所蔵 明和五年子七月十九日
- (7) 「蚊帳仲買仲ヶ間、定」 株式会社京都西川所蔵 天保七年二月
- (8) 「定」 千吉株式会社所蔵 安政六年未年十一月
- (9) 「第一生糸商社、第一繅糸商社、定」 木村卯兵衛所蔵 明治二巳巳年十二月
- (10) 「江州布問屋、同元仕入名前帳定」 千吉株式会社所蔵 文化十四丑十一月
- (11) 「唐物直買出株仲ヶ間定」 株式会社唐長所蔵 安政六年未九月
- (14) 「植木屋仲ヶ間惣中定」 植藤造園所蔵 文化貳年丑十月
- (15) 「仲ヶ間名取帳、商法大意」 平井常栄堂所蔵
- (18) 「三店問屋三店仲ヶ間定」 有限会社 万亀楼所蔵 安永三年十一月
- (19) 「三店仲買仲ヶ間定」 有限会社伊予又所蔵 辰正月
- (20) 「定」 株式会社京都西川所蔵 天保九戌年十月
- (21) 「直段控」 株式会社唐長所蔵 天保十亥正月
- (24) 「定」 植藤造園所蔵 文化四年卯二月
- (25) 「定」 紋屋所蔵 天保十二丑年

八 仲ヶ間規約遵守上の心得規定

仲ヶ間の規定を守って違背せざるように、規約遵守上の心得は、どの仲ヶ間規定にも必ずといってよい程、盛り込まれているが、その代表的なものを、引用すると、次の如くである。

「諸宗法衣仲ヶ間」⁽¹⁾「掟」には、

株仲ヶ間の一考察(足立)

「一、仲ヶ間取極出来候ニ付而者以来無抛入用者格別無益之失費取集もの等一切可為無用事右之条々厳ニ相心得聊無違背嚴重ニ相守可申若一己之利欲ニ迷ひ定法相背候歟又者不正之商ひ取引候ニおいては仲ヶ間被相省商売差留候共更々申分無之為其連印仕候条如件」

「江州布問屋、同元仕入名前帳、定」⁽²⁾には

「一、仲ヶ間定法之儀相正して堅相守万端故障無之様可仕候事

一、問屋株之義、明和元申年二月古来之通拾五軒ニ御改被成下候旨御触流被成下難有奉存候 然ル上者向後堅軒数相増申間敷候事

（中略）

右之条々堅相守違背仕間敷候万一定法不守もの有之候ハハ仲間相除ケ候共一言之申分無御座候、仍而連印如件」

「御公儀様江奉差上候仲ヶ間中名前帳面定法書箇条之趣并此度仲ヶ間一統申合掟之通弥嚴重ニ相守可申事」

何れも規約を厳格に遵守すべき事を規定し、規約に背反した場合は仲ヶ間中から除名するといったものである。次に仲ヶ間に損をかけたり、無益な事はしてはならないと仲ヶ間の心得を規定して次の如くいつている。

「西陣織物仲買商申合条約書」⁽³⁾

「一、売買上ニ付不当ノ損分相懸ケ候カ又ハ不人情ノ引合等致ス仁之アルニ於テハ其旨組合ヘ廻達シ向後組合一統堅ク取引致スマシク事

一、取締上ニ関係ノ事件ニ付会所取締役及組頭ヨク注意之レアル儀一切違背致スマシク事

（中略）

一、前条ノ確定ヲ堅守スヘクハ勿論、若シ違背スル等ノ事アラバ協議ノ上違約金五円ヲ出サシメ組合除名スヘシ」

仲ヶ間の心得として、損をかけたり、不人情の行為があつてはならないし、規約違反者は違約金五円を出さしめた上で、除名すると規定している。

仲ヶ間は利益を相互に分ち合うために、注文等も順番やクジ引等で決定するといった方法を規定し、仲ヶ間の間で不平、不満が出るのを防止したものとして「御寮御織物司中、定」⁽⁴⁾がある。

「一、恒例並臨時御用込茂御品数無之候節ハ順番定通り相勤可申事」

「二、臨時御用多分被仰出候節者織割高甲乙有之候間振^{フリツシ}を以相勤可申事」

次に分限を弁えるべき心得を規約して次の如く述べている。

「一、御用御品柄御下行等堅為親類共見他言仕問敷候事」

「蒙 勅許以威光世間江不法有之候儀聊有之間舗候事」

「非常旅行出火之節帯刀被 免候共權威ヶ間舗致間舗候事」

「無拠他国之儀者 不及申一夜泊罷出候共、其度々仲ヶ間江相届可被申出候事」

(中略)

右之条々定法之通堅可相守候若違背其趣御両家江申出即時に仲ヶ間相除き可申候、無忘却急度可相守候事」

と、仲ヶ間のものは互に分限を弁え、不法や不都合な行爲がないように心得、規約を厳守すべく仲ヶ間に強調している。

仲ケ間の規約を遵守して、我意を張らないように心得、協力と協調を規定したものに、「惣樹木屋中定法」⁽⁵⁾がある。

「一、仲間数多之事故、上、北野川東大仏鳴尾中、下、西と四組ニ分ケ置候而諸事新法成儀者勿論何ニ而茂四組一同相對之上可相定事惣而仲間一同ニ多く別々立了簡我儘仲間敷候而何事ニ不寄多分之よろしき沙汰ニ相談可相極候事」
と、民主主義的多数決の方法で何事も決定する事としている。

「二、己上義其砌彼是、カッテ異儀曾而仲間敷候、為後証一同申合依而如件」

又仲間の中で得意先の奪い合い等はない事を規定して

「一、銘々得意方猥ニ取候事堅無用、自然先方より出入取替候節者互ニ届合無差構分ニ立候ハバ出入可申候事」
「惣仲間間、定」⁽⁶⁾では

「一、仲間間一統相談之儀一分ニ我意申立間敷候事」

これ等は、何れも仲間が仲よく協力し合って、家業に従事するよう規定されている。

相互に家業が成り立って行くには、得意の奪い合いを禁止したり、自由勝手な振舞だけではなく、お互いに所有している営業圏の侵犯を禁止しているのである。

「上菓子屋仲間、定」において、

「一銘々居町之外一町四方之町内へ店出し候儀相互ニ致間敷候事」

自分の住んでいる町の外側一町四方の町内へは出店を禁止し、共存共栄を図っている。

(1) 諸宗法衣仲間忠「掟」 森法衣店所藏 明治元戌年十二月

- (2) 「江州布問屋、同元仕入名前帳、定」 千吉株式会社所蔵 文化十四年丑十一月
- (3) 「西陣織物仲買商申合条約書」 木村卯兵衛株式会社所蔵 明治十一年九月
- (4) 「御寮御織物司中、定」 紋屋所蔵 天保十二年
- (5) 「惣樹木屋中定法」 植藤造園所蔵 明和五年子七月十九日
- (6) 「上菓子屋仲ケ問、定」 株式会社鶴屋吉信所蔵 嘉永七年寅正月

九 訴 訟 規 定

仲ケ間を結成し、その權益を確保して行く上において、仲ケ間を構成する個人が、その取引の上で、売掛代銀等が滞って取立てが訴訟によつてでないとむづかしい場合とか、トラブルが起つた場合には、訴訟によつて解決せざるを得なかつた。しかしその訴訟は仲ケ間の枠内における訴訟であつた。先ず売掛け代金が回収出来ないので訴訟を起す場合の仲ケ間規定をあげると、「本紫染屋仲ケ問、定」⁽¹⁾では

「一、都而仲ケ間之事並奉公人日雇手間取之者之儀ニ付候歟亦者得、意先より染賃之儀応対之外格別非道儀有之
 応対ニ及候而茂対談相調不申節者年寄行事之内ニ而得と相糺、若下ニ而難済候ハハ御訴可申上其上仲間之者付添
 可被出候、尤渡世向之外ニ而身分儀ニ付而者町役付添可相頼候事」

とあり、日雇、奉公人、染賃料金其の他非道の事があつた場合には先ず、仲ケ間の役員（年寄、年行事）が解決にあたり、それでも解決が困難な場合には、御公儀へ訴えて出ることになっているが、その場合、仲ケ間の者が付添つて出頭することになっているのが、その訴訟方式である。

「江州布問屋、同元仕入名前帳、定」⁽²⁾には

「一、売物代銀滞^并渡世筋之儀ニ付御訴申上度節者、年行事、惣代へ申出、役中老人付添罷出訴可申、尤も役中老人の取計を以付添罷出候儀決而仕間敷候 勿論六ヶ敷儀出入等ニ候ハハ一統披露相談之上付添罷出可申就而者為挨拶当家より左之通り差出し可申事

年行事	金百疋
惣代	同五拾疋
会 所	同老朱

右事済之節持参挨拶可在之 尤も年行事差支在之惣代出勤之節者惣代金百疋年行事へ金五十疋可差出尤も願筋込入候節者其模様ニ随ひ取計可在之、其外願方ニ付諸入用等其当家より取計可申事」

訴訟は仲ヶ間の役員にまず申出ること。役人老人(年行事か惣代)が付添って出訴すること。但し役中一人の独断であつてはならないこと。又事件が六ヶ敷い場合は仲ヶ間一統に披露し、相談すること、その上で付添いともども願ひ出ること。付添いの挨拶料はそれぞれの出訴当人が負担すること等、具体的に規定し、仲ヶ間人の權益の擁護に仲ヶ間全体が連帯意識の下で、援護と援助の手段をとった事が明らかにされるのである。

同様の訴訟による仲ヶ間の權益擁護は、次の例によつても明らかにされる。

「一、艮席料理ト組八組之儀者仲買仲間之内ニ而在之候ニ付右仲ヶ間江加入之者ハ当仲ヶ間年番行事へ仕来通相届其外隣町ニ現銀小売等ノ商人出来候ハハ是又早速相届可申候事右之外仲ヶ間内ニ而難相極儀出来候ハハ其節ニ御役所様江奉伺御下知請可申候事」⁽³⁾

これに対し、役所側も、

「一、諸魚鳥類其外共仲買並現銀小売之もの共より代銀相滞候節訴出候は、吟味之上定法之通急度濟方可申付候事」⁽⁴⁾

と、訴え出れば必ず解決してやるといった保護と保証を与えている。

御公儀も仲ケ間も一体になって仲ケ間人の權益と独占を擁護した事は明らかであり、その反対給付として御公儀は、さきに述べた通り仲ケ間より冥加金を収納したのである。

仲ケ間が付添役を引受けて、仲ケ間人を擁護する出訴の形式を規定したのも多く見られる。

旅館營業仲ケ間（寄宿仲ケ間）「定」⁽⁵⁾には

「都而寄宿ニ拘り候 御公訴之儀ハ先規之ごとく町役を離、組々年番之もの付添ニ而罷出候様 仰渡之通心得違無之様可致事」

仲ケ間が常に訴訟のバックに立ったことは之によっても明らかである。

次の例は、仲ケ間人が不埒な行為をし、仲ケ間の規約に背反し、同業仲ケ間の得意先を横領したので訴え出た実例である。

乍恐奉願口上願⁽⁶⁾

一、私共儀ハ御当地植木屋共ニ御座候而仲ケ間之儀御憐愍を以取締被仰付御影をもつて一統渡世相続仕難有仕合奉存候 然ル所私共同ジ仲ケ間之内當時下立売知恵光院西入町ニ罷在候植木屋新七と申もの、下地出水智恵光院西入町ニ罷在候節仲間定法相背仲ケ間内西之京上之町植木屋五兵衛得意先々江入込猥ニ作料不法の応対仕、せり取、五兵衛儀渡世差支ニ相成候旨、五兵衛より新七ニ懸合候得共聞入不申候ニ付五兵衛義仲ケ間へ申出候故年番より段

々懸合候得共取敢不申候ニ付仲ヶ間定法通新七株印札仲間へ相預り同人義植木商売御留被成下様御頼みも可申上
与奉存居候内四ヶ年以前右同新七義親類美濃屋甚次郎与申者付添ニ而同人所持株印札仲間へ取上ヶ候ニ付渡世差
支ニ相成候旨ニ而新七義ハ手詰五兵衛義ニ御預、半兵衛、藤助向人者遠方留被仰付奉恐入候 然ル処新七義全心得
違ニ而右体之義御願申上候後悔仕候有而段々仲ヶ間江対談ニおよび新七町内よりも取証いたし以来之義ハ新七義五
兵衛得意先江一切立入申間敷并外々之もの共得意先江狼ニ入込作料等不法之応対仕せり取候義ハ致間敷諸事仲ヶ
間定法之通心得違無之様急度相守可申与仲ヶ間へ相託其節新七より仲間之内城州福王寺村植木屋弥兵衛与申もの
相頼、右弥兵衛よりも組々挨拶いたし候付、熟談相調則弥兵衛諸人ニ而別紙之通一札新七より仲間江差出し候ニ付
仲ヶ間預り置候、新七所持印札差戻去寅年三月双方連印濟状奉差上候処御聞届之上四人其御咎御赦免被成下難有
奉存候

然ル処其ノ後も新七儀一札通者不及申仲ヶ間定法も不相守矢張我儘ニ五兵衛得意先并外々之者得意先江入込狼ニ
せり取渡世仕居候付自ラ仲ヶ間者共渡世之差支其上仲ヶ間諸入用出錢等も不寄御座候ニ付出錢差出候様申聞候ハ
右体不埒成新七義ハ仲ヶ間より制道も不仕出錢等嚴取集メ候杯申立出錢不致候者も有之、此姿ニ而ハ終ニハ私共
仲ヶ間是迄御憐愍を以無怠相続仕居候処、新七老人より事起り混雜ニおよび可申哉と歎ケ敷候奉存候付段々新七江
及対談右体外々之者得意先江入込せり取候義不仕正路ニ渡世いたし候様申聞候得共我意而已申張一向取敢不申候
付証人弥兵衛よりも対談仕弥兵衛よりも情々利解も申聞候得とも何分我意強新七義ニ而弥兵衛より申聞候而不聞
入候ニ付致方無之候間何卒此上尚又仲ヶ間でも掛ケ合呉候様弥兵衛申候ニ付私共より色々手懸ケ合候得共不法之
義計申のみ、一向対談も相調不申此節ニ而者尚更法外之義計申し居候程之不埒成新七義而ニ新七老人ニ而仲ヶ間

一統及混雜候基号相成迎も右体不埒成者仲ケ間ニ有之候而ハ仲ケ間内、申争ひ相止ミ候義暫時も無之左候ハハ仲ケ間申合之定法等も相止まり、規矩も相立不申、度々御上様江奉掛御苦勞候義も一統奉恐入候ニ付此儀新七義ハ私共仲ケ間相省申度奉存候間何卒御恵ミニ新七被召出以來植木商売仕候義御差留被成下様奉願候 御憐愍を以右之趣御聞届被成候ハハ難有可奉存候依之而先達而両御役所様江奉差上候 濟状并新七より仲ケ間へ差出候一札之写共奉入御高覧候 以上

文化五年辰正月廿六日

高谷町

植木屋仲ケ間上組年番

植木屋 与 八 ㊦

大黒町松原下町

同 中組年番

植木屋 吉右衛門 ㊦

鞆町七条上町

同 下組年番

植木屋 伝兵衛 ㊦

洛西法金剛院村

同 西組年番

植木屋 太 助 ㊦

北野挽内真加町

同 四組年番惣代

植木屋 源 四郎 印

御奉行様

仲ヶ間人の常七と称する植木職人が、同じ仲ヶ間の五兵衛の得意先へセリ込んで、得意先を奪ったため、五兵衛が仲間に訴出たが、新七の親類の美濃屋甚兵衛という者が仲裁に入って、新七の植木株を取上げては、新七の渡世が困難になるのでお詫び申上げるとして一たん事件は落着した。勿論仲ヶ間の得意先へ入込んだり、せり取ったりはしないと確約する事によって(新七の住んでいる町内からも一札をとり、請人として仲ヶ間内植木屋弥兵衛と申す者からも一札をとっている)、事件は一たん落着いたのであったが、新七はまたまた、不法にも仲間内の得意先をセリ落したり、仲ヶ間へ会費の拠出を拒否する等の横暴に出たため、これ放置する事は仲ヶ間の秩序が保てなくなるばかりか、仲ヶ間は勿論、植木屋職人としての渡世も危ぶくなるとし、仲ヶ間からの除名と、植木商売を差し留めにして載きたいと、惣植木屋仲ヶ間の代表が奉行所に願い出た文書であり、この文書は仲ヶ間内部における争いの処置方式が、明らかにされる貴重な文書でもある。

- (1) 「本紫染屋仲ヶ間、定」 中铁精練染色有限会社所蔵 嘉永六年丑十二月
- (2) 「江州布問屋、同元仕入名前帳、定」 千吉株式会社所蔵 嘉永六丑年十二月
- (3) 「三店魚仲買仲ヶ間、定」 有限会社伊予又所蔵 辰正月
- (4) 「三店魚問屋仲ヶ間、定」 有限会社万亀楼所蔵 安永三年十一月
- (5) 「寄宿仲ヶ間、定」 有限会社近又旅館所蔵 享和二年壬戌三月
- (6) 「乍恐奉願口上書」 植藤造園所蔵 文化五年辰正月廿六日